

**Q 1 東京都の監査委員の構成はどうなっていますか？**

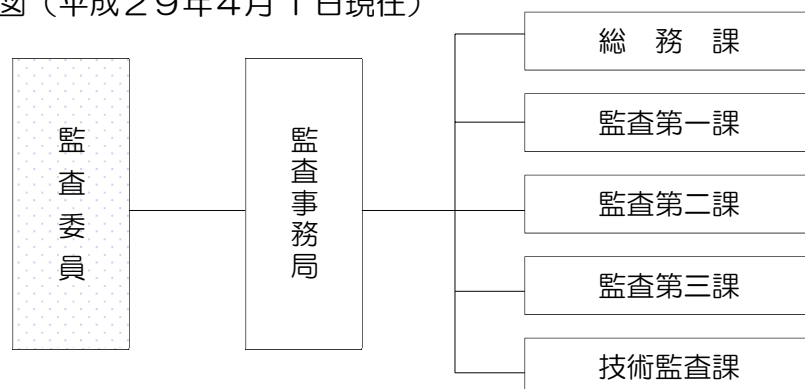
- 都の監査委員は、東京都監査委員条例に基づき、識見選任委員が3名、議員選任委員が2名の計5名で構成されています。平成29年4月1日現在の構成は、以下のとおりです。
- 監査委員は独任制の機関です。これは、それぞれの監査委員が独立して職権を行使する、ということの意味します。

氏名	区分	就任年月日	任期
鈴木 晶雅 (すずき あきまさ)	議員選任委員 (非常勤)	平成28年10月14日	議員の任期
藤井 一 (ふじい はじめ)	議員選任委員 (非常勤)	平成28年10月14日	議員の任期
友渕 宗治 (ともぶち むねはる)	識見選任委員 (代表監査委員・常勤)	平成23年12月21日 (平成27年12月21日再任)	4年
岩田 喜美枝 (いわた きみえ)	識見選任委員 (非常勤)	平成27年10月15日	4年
松本 正一郎 (まつもと まさいちろう)	識見選任委員 (非常勤)	平成28年7月7日	4年

**Q 2 監査事務局の組織はどのようなものですか？**

- 東京都では、監査委員の補助機関として監査事務局が設置され、監査委員の指揮監督のもと、職員が実地監査を行っています。
- 監査事務局には5つの課があり、職員定数は89人となっています。
- 監査事務局には、各局で実務経験を積んだ職員が配属されており、一般事務職のほか、土木や建築、機械、電気といった技術職もいます。また、監査の専門性の強化と、民間監査経験による知見の活用を積極的に図るため、平成19年7月から公認会計士を任期付職員として採用しています。

■ 組織図 (平成29年4月1日現在)



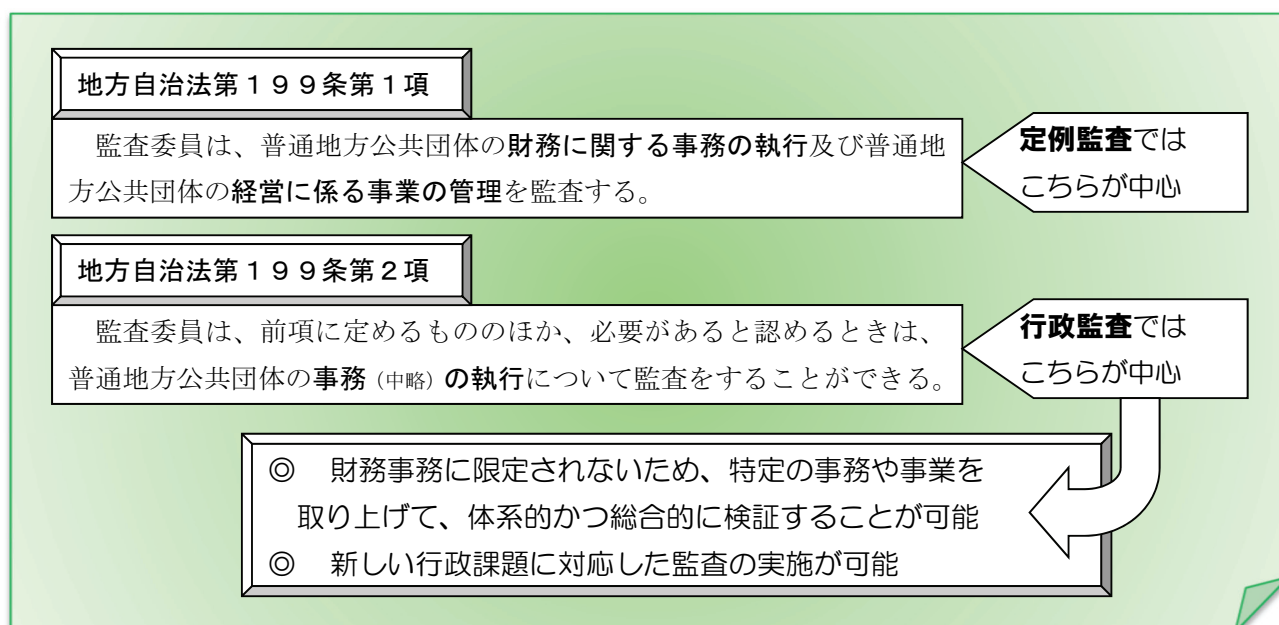
**Q 3 監査はどのように進めているのですか？**

- 「監査基本計画」により、1年間の監査の基本方針を定めます。
- 基本計画に基づき、監査種別ごとの「監査実施計画」を策定した上で、都の各局等に対し、**実地監査**を行います。
- 監査の結果については、監査委員による**審議**を経た後、報告書として取りまとめ、**公表**しています。
- 指摘を受けた部局が改善を行います。改善した内容についても公表が行われます。

- \* 監査基本計画 … 1年間に実施する監査全体について、基本方針、実施時期を定めたもの
- \* 監査実施計画 … 監査種別ごとに、監査対象、実施日程などを定めたもの
- \* 監査結果の公表 … 議会・知事等に提出し、東京都公報・監査事務局ウェブサイトに掲載

**Q 4 定例監査と行政監査はどう違うのですか？**

- 監査委員が行う「定例監査」と「行政監査」は、都の各局が行う事務・事業を対象としている点で共通していますが、監査の目的や検証方法に違いがあります。
- **定例監査は全局を対象に毎年必ず行う監査**としており、収入・支出・契約など、財務に関する事務全般にわたって**広く行う監査**としています。一方、**行政監査は、対象を特定のテーマや局に限定して実施する**もので、選定したテーマに特化した視点から深く掘り下げたり、各局横断的に検証する監査としています。



**Q 5 過去の行政監査のテーマにはどのようなものがありましたか？**

- 平成28年より前の、過去5年の行政監査のテーマと対象局は、以下のとおりです。
  - 平成27年：「庁舎及び都民利用施設における都民サービス」（総務局ほか11局8団体）
  - 平成26年：「債権管理について」（財務局ほか5局）
  - 平成25年：「東京都における災害対策」（総務局ほか8局）
  - 平成24年：「土地及び建物の運用・管理について」（財務局ほか14局）
  - 平成23年：東日本大震災の影響により、未実施
- テーマ選定にあたっては、社会経済状況や都政の重要課題、行政事務のリスクなどを考慮し、時宜にかなったテーマを選定します。

**Q 6 監査の効果は何ですか？**

- 監査委員は、都の行財政が公正かつ効率的に運営されるよう、適正・適切でないことを発見し、指摘します。その後、指摘を受けた部局が是正・改善措置を講じることで、**監査による改善効果**が発揮されます。
- 監査にかける人数や日数は限られているため、不適正な事態を全て発見し、改善させることはできませんが、監査結果を基に**業務の検証を促す効果**などの間接的な効果や、監査を意識することで**不適正な事務を抑止する効果**も含めると、監査の効果として以下のようなものが挙げられます。

● 監査の効果

**◎是正・改善**

指摘を受けた部局は、誤りの原因などを分析し、問題点を改善します。

**◎再発防止**

マニュアルやチェックリストの作成など、再発防止の観点から仕事の進め方の見直しが行われます。

**◎他部所への波及効果**

指摘された以外の部局においても、類似の事務を行っている場合、指摘を参考に事務改善が図られます。

**◎将来への波及効果**

過去に指摘されたものと同じ誤りがないか、組織内部で点検するなどの取組が行われます。

**◎牽制による抑止**

日頃業務を行うに当たり、監査で見られることも意識され、適正な事務処理につながります。

**◎予算への反映**

都の予算編成の一環として監査結果を活用した事業評価の取組が行われるなど、業務改善を促す効果があります。

### Q 7 住民監査請求の要件は何ですか？

- 住民監査請求の要件には、形式的要件と実質的要件があります。

#### <形式的要件>

- ① 違法・不当な行為者として、都の知事等執行機関又は職員の明示があること
- ② 請求人は、**都の住民**であること（個人、法人を問わない）
- ③ 違法・不当な事実を証する書面が添付されていること
- ④ 請求期間内であること

#### <実質的要件>

- ① 都の**財務会計上の行為**であること
- ② 請求事項を特定できる程度の具体性があること
- ③ 違法・不当とする事実又は理由の指摘があること
- ④ 行為の結果として、**損害又はそのおそれ**があること

### Q 8 住民監査請求の結果に不服がある場合はどうすればよいですか？

- 監査結果に不服がある場合には、裁判所に対して**住民訴訟**を提起することができます。監査結果が棄却や却下となった場合だけでなく、認容となり勧告が出た場合、勧告を受けた執行機関等の措置に不服がある場合も可能です。
- また、監査委員が請求から**60日以内**に監査又は勧告を行わないとき、勧告に示された期間内に執行機関が必要な措置を講じないときも住民訴訟が可能です。

### Q 9 監査委員監査とは別に、外部監査があるそうですが、どういうものですか？

- 地方公共団体の監査には、**監査委員が行う監査**のほかに、**外部監査人が行う外部監査**があります。外部監査は、公認会計士、弁護士などの資格のある人が、第三者の立場から、専門家としての知識・経験を生かして実施するものです。  
(地方自治法第252条の27)
- 外部監査には、外部監査人が任意にテーマを選定して毎年実施する「包括外部監査」と、住民監査請求等に基づいて、請求事案について実施する「個別外部監査」とがあります。
- 専門性を生かしてテーマを特定して実施する外部監査人の監査と、行政全般にわたり検証を行う監査委員の監査とがそれぞれの役割を發揮し、行政に対するチェック機能を果たしています。
- 包括外部監査に関する事務については、東京都では**総務局**が担当しています。